

2022年6月3日

株主各位

第85期定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示情報
(法令および定款に基づくみなし提供事項)

法令および当社定款第17条の規定に基づき、第85期定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ウェブサイト (<https://www.nichiha.co.jp/ir/shareholder/>) に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

① 事業報告

| | |
|-----------------------------|---------|
| 会社の新株予約権等に関する事項 | 1 ~ 4 頁 |
| 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要 | 5 ~ 8 頁 |

② 連結計算書類

| | |
|--------------|-----------|
| 連結株主資本等変動計算書 | 9 頁 |
| 連結注記表 | 10 ~ 15 頁 |

③ 計算書類

| | |
|------------|-----------|
| 株主資本等変動計算書 | 16 頁 |
| 個別注記表 | 17 ~ 20 頁 |

ニチハ株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社の取締役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2022年3月31日現在)

| 名 称 | ニチハ株式会社 平成22年度新株予約権 | ニチハ株式会社 平成23年度新株予約権 |
|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の発行決議 | 2010年7月27日開催の 取締役会決議 | 2011年7月27日開催の 取締役会決議 |
| 新株予約権の数 | 25個 | 60個 |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類および数 | 当社普通株式 2,500株 | 当社普通株式 6,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 54,400円 | 新株予約権1個当たり 81,000円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2010年8月27日から 2045年8月25日まで | 2011年8月26日から 2046年8月24日まで |
| 新株予約権の権利行使価額 | 株式1株当たり1円 | 株式1株当たり1円 |
| 保有する人数 | 当社取締役1名 | 当社取締役1名 |

| 名 称 | ニチハ株式会社 平成24年度新株予約権 | ニチハ株式会社 平成25年度新株予約権 |
|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の発行決議 | 2012年7月26日開催の 取締役会決議 | 2013年7月31日開催の 取締役会決議 |
| 新株予約権の数 | 80個 | 53個 |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類および数 | 当社普通株式 8,000株 | 当社普通株式 5,300株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 81,200円 | 新株予約権1個当たり 122,300円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2012年8月29日から 2047年8月27日まで | 2013年8月29日から 2048年8月27日まで |
| 新株予約権の権利行使価額 | 株式1株当たり1円 | 株式1株当たり1円 |
| 保有する人数 | 当社取締役1名 | 当社取締役1名 |

| 名 称 | ニチハ株式会社 平成26年度新株予約権 | ニチハ株式会社 平成27年度新株予約権 |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の発行決議 | 2014年 7月31日開催の 取締役会決議 | 2015年 7月31日開催の 取締役会決議 |
| 新株予約権の数 | 79個 | 68個 |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類および数 | 当社普通株式 7,900株 | 当社普通株式 6,800株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権 1個当たり 91,000円 | 新株予約権 1個当たり 144,000円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年 8月28日から 2049年 8月26日まで | 2015年 8月28日から 2050年 8月26日まで |
| 新株予約権の権利行使価額 | 株式 1株当たり 1円 | 株式 1株当たり 1円 |
| 保有する人数 | 当社取締役 1名 | 当社取締役 2名 |

| 名 称 | ニチハ株式会社 平成28年度新株予約権 | ニチハ株式会社 平成29年度新株予約権 |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の発行決議 | 2016年 7月28日開催の 取締役会決議 | 2017年 7月28日開催の 取締役会決議 |
| 新株予約権の数 | 153個 | 67個 |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類および数 | 当社普通株式 15,300株 | 当社普通株式 6,700株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権 1個当たり 158,700円 | 新株予約権 1個当たり 347,300円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年 8月26日から 2051年 8月24日まで | 2017年 8月26日から 2052年 8月24日まで |
| 新株予約権の権利行使価額 | 株式 1株当たり 1円 | 株式 1株当たり 1円 |
| 保有する人数 | 当社取締役 5名 | 当社取締役 5名 |

| 名 称 | ニチハ株式会社 平成30年度新株予約権 | ニチハ株式会社 2019年度新株予約権 |
|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の発行決議 | 2018年7月31日開催の 取締役会決議 | 2019年7月30日開催の 取締役会決議 |
| 新株予約権の数 | 64個 | 95個 |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類および数 | 当社普通株式 6,400株 | 当社普通株式 9,500株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 261,500円 | 新株予約権1個当たり 222,600円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年8月30日から 2053年8月28日まで | 2019年8月29日から 2054年8月27日まで |
| 新株予約権の権利行使価額 | 株式1株当たり1円 | 株式1株当たり1円 |
| 保有する人数 | 当社取締役5名 | 当社取締役5名 |

| 名 称 | ニチハ株式会社 2020年度新株予約権 | ニチハ株式会社 2021年度新株予約権 |
|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の発行決議 | 2020年7月31日開催の 取締役会決議 | 2021年7月30日開催の 取締役会決議 |
| 新株予約権の数 | 174個 | 140個 |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類および数 | 当社普通株式 17,400株 | 当社普通株式 14,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 210,400円 | 新株予約権1個当たり 258,400円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年8月28日から 2055年8月26日まで | 2021年8月27日から 2056年8月25日まで |
| 新株予約権の権利行使価額 | 株式1株当たり1円 | 株式1株当たり1円 |
| 保有する人数 | 当社取締役6名 | 当社取締役6名 |

- (注) 1. 新株予約権の権利行使の条件に関しては、新株予約権者は、当社の取締役および役付執行役員（常務執行役員以上）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については、当社取締役会において決定します。
2. 社外取締役および監査役については、新株予約権を保有していません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社の使用人等に交付した新株予約権等の状況

| | |
|--------------------------|------------------------------|
| 名 称 | ニチハ株式会社 2021年度新株予約権 |
| 新株予約権の発行決議 | 2021年7月30日開催の 取締役会決議 |
| 新株予約権の数 | 35個 |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類および数 | 当社普通株式 3,500株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 258,400円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年8月27日から 2056年8月25日まで |
| 新株予約権の権利行使価額 | 株式1株当たり1円 |
| 交付された人数 | 当社役付執行役員 (常務執行役員以上) 3名 |

(注) 新株予約権の権利行使の条件に関しては、(1)注1のとおりです。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法・会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」について、取締役会において次のとおり決議しております。

① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループにおけるコンプライアンスを一層推進し、その実効性を上げるため、当社は、取締役会の直結組織として、特定の取締役をコンプライアンス担当役員に選定し、同担当役員が委員長を務める「コンプライアンス推進委員会」を設置する。

また、コンプライアンス関連規定を整備し、「ニチハグループ行動指針」等の全員配付および教育・研修等により当社グループの役員・使用人への徹底を図る。

イ. コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスへの取組を当社グループ全体に亘り組織横断的に統括するとともに、コンプライアンス推進に関する各種施策を立案・実施し、コンプライアンス意識の醸成、教育・啓発に努め、コンプライアンス経営の強化を図る。

ウ. 当社の監査役ならびに代表取締役社長直轄の内部監査室は、協働あるいは単独で内部統制の有効性の検証を行う。

エ. 法令違反・社内諸規定違反など不正行為等の早期発見と是正を行うために、内部通報制度「ニチハグループ・コンプライアンス・ホットライン」を導入して、内部監査室および弁護士事務所に通報窓口を設置する。コンプライアンス推進委員会は、通報窓口等を通じて内部通報等の報告を受けたときは、事実関係を調査したうえ、法令違反等が明らかになった場合には、速やかに是正措置および再発防止措置を講じる。

オ. 当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. 当社は、法令および社内規定（主として「文書作成規定」および「文書管理規定」）に基づき、該当文書等の作成・保存を行う。文書保存年限については、重要文書は原則 10 年、特に重要なものは永久保存とし、文書保存年限表において個別具体的に定める。

イ. 情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」、「内部情報管理規定」、「個人情報保護規定」等に基づき厳正に運営する。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、取締役会直結の組織として、代表取締役社長を当社グループ全体に亘るリスクに関するリスク管理統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置する。

リスク管理委員会は、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することを目的とし、まず最優先課題として、現在の外部環境・内部環境を踏まえて、当社グループに内在し経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるあらゆるリスク（短期的および長期的リスク）を洗い出し実態の把握を行う。

- イ. リスク管理委員会は、定期的に各事業部門におけるリスクの把握、体制の整備に係る進捗状況や、個別事案の検証結果をレビューして取締役会に報告し、共通認識として議論したうえで、次の段階として、最優先課題として認識された重要リスクに対しては、リスク管理委員会のもとに各種専門部会を設けることによって、リスク未然防止のための対応策、リスクが現実化した場合の対処方法をより具体的に定めるなど、順次リスク管理体制の構築を進めていく。
- ④ 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する。決議を要する事項については、「取締役会規程」とは別に詳細を定めて役員・使用人全員に公開している「取締役会決議事項付議基準」に基づき、ガラス張りで運用する。
- また、取締役の一部を中心に構成される経営会議を月1回以上開催し、個別経営課題を実務的な観点から協議する。
- イ. 当社の取締役、執行役員および使用人の職務執行に当たっての役割分担および決裁体制については「職務分掌規定」、「職務権限規定」等で詳細を定める。
- ウ. 当社は、執行役員制度を有効に活用し、
- a. 取締役は、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化など本来果たすべき役割に特化し、経営機能をより一層充実させる。
- b. 業務執行権限を取締役から執行役員に大幅に委譲し、執行責任・報告義務を明確化することにより、業務執行の効率化を図っていく。
- エ. 当社は、子会社の自主性を尊重し、かつ緊密な連携を保ち、「関係会社管理規定」に基づき、経営上の重要事項については事前に子会社と協議するとともに、管理基準等に従って効率的なグループ経営が行われるよう管理を行う。
- オ. 当社は、子会社に取締役・使用人の職務分掌および職務権限に関するルールを整備させるとともに、適正かつ効率的に運用されるよう管理を行う。
- ⑤ その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、「関係会社管理規定」に基づき経営企画部を中心に行っている子会社のモニタリングをさらに強化する。具体的には、各子会社の経営上の重要事項に関する当社への報告や承認のルールを定める「関連会社職務権限」の見直しを行う。
- イ. 当社の監査役が自らまたは子会社の監査役と協働して連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるように図るとともに、会計監査人および内部監査室との緊密な連携等の的確な体制を構築する。
- ウ. 当社は、定期的に重要事項に関する職務執行状況を子会社に報告させる。また、子会社は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに当社に報告を行う。
- エ. 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、株主総会・取締役会に関する事項や業績・決算に関する事項を定期的に文書により子会社に報告させる。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を責任者とする財務に係わる内部統制システムを構築し、財務報告に重要な虚偽記載が生じることがないように、内部監査室が予防および牽制機能の整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば是正していく体制の維持、向上を図る。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は、現在のところ監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、将来必要となり監査役が求めた場合には、取締役はその意向を尊重するものとし、その場合当該使用人の選解任については、監査役会と事前に協議のうえ決定するものとする。

また、当該使用人を置いた場合には、当社は、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

- ⑧ 当社および子会社の取締役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ア. 当社グループの役員・使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、あるいはその旨の報告を受けたときは、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。

イ. 当社の監査役は、決算関係書類、稟議書、各種会議の議事録、その他業務執行に関する重要な文書を関係部署からの直接送付または回覧等により閲覧し、必要に応じて当社グループの役員・使用人から直接説明を求めることとする。

ウ. 内部監査室は、当社グループの役員・使用人から報告を受けた場合には、適時適切に当社の監査役に報告する。

エ. 当社は、監査役および内部監査室に報告を行った当社グループの役員・使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、監査役が取締役会への出席はもとより、意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、代表取締役や内部監査室とも定期的に打合せ、情報交換を行うことができるよう体制を整備することとし、取締役会はこれを担保する。

イ. 監査役が、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期打合せや随時意見交換、情報交換を行うなど緊密な連携を図っていくことができるような確な体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における概要は、次のとおりです。

- ① 取締役の職務執行について

当社は、取締役会を毎月 1 回開催し、「取締役会決議事項付議基準」に基づき、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項について決議しました。また、取締役会は、取締役による職務執行状況の報告を通じ、取締役の職務執行が適正かつ効率的に実施されているか監督を行いました。

② コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンス推進委員会を年4回開催し、主に推進活動に関する運営方法の見直しを行うなど、コンプライアンス推進体制の整備に取り組みました。また、コンプライアンス推進委員会は、当該推進体制の整備状況や啓発教育・研修などの各種施策に関する実施状況を取締役会に報告しました。

③ リスク管理について

当社は、リスク管理委員会を年7回開催し、主にリスク管理に関する運営方法の見直しを行うなど、リスク管理体制の整備に取り組みました。また、リスク管理委員会は、リスク管理体制の整備状況や重要リスクの管理状況を取締役会に報告しました。

④ グループ会社の経営管理について

当社のグループ各社は、「関係会社管理規定」に基づき、定期的に重要事項に関する職務執行状況を当社に報告しました。また、当社の監査役は、グループ会社の監査役はもとより会計監査人・内部監査室とも連携し、グループ全体の監視・監査を実施しました。

⑤ 監査役の監査について

当社の監査役は、毎月1回開催の取締役会やその他の重要会議に出席し、当社および子会社の取締役・使用人の職務執行状況等を把握するとともに、代表取締役・内部監査室・会計監査人ともそれぞれ定期的に打合せを実施して情報交換を行いました。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-------|-----------|-----------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| 当期首残高 | 8,136 | 10,934 | 82,846 | △ 1,291 | 100,626 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 3,203 | | △ 3,203 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 10,146 | | 10,146 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 1 | △ 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 6,943 | △ 1 | 6,941 |
| 当期末残高 | 8,136 | 10,934 | 89,789 | △ 1,293 | 107,567 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|--------------|------------------|-----------------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 2,687 | △ 1,688 | 260 | 1,259 | 165 | △ 362 | 101,688 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △ 3,203 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 10,146 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △ 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △ 125 | 2,436 | 127 | 2,438 | 44 | 64 | 2,547 |
| 当期変動額合計 | △ 125 | 2,436 | 127 | 2,438 | 44 | 64 | 9,489 |
| 当期末残高 | 2,561 | 748 | 388 | 3,697 | 210 | △ 298 | 111,177 |

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 13社
- ・連結子会社の名称

| | | |
|-------------------|-----------------|-----------------------|
| ニチハマテックス株式会社 | 高萩ニチハ株式会社 | 八代ニチハ株式会社 |
| ニチハ富士テック株式会社 | 株式会社チューオー | ニチハボード加工株式会社 |
| 外装テックアメニティ株式会社 | ニチハエンジニアリング株式会社 | 株式会社FPコーポレーション |
| Nichiha USA, Inc. | ニチハ装飾建材(嘉興)有限公司 | ニチハ装飾繊維セメント壁板(嘉興)有限公司 |
| NICHIHA RUS LLC | | |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、N i c h i h a U S A , I n c . 、ニチハ装飾建材(嘉興)有限公司、ニチハ装飾繊維セメント壁板(嘉興)有限公司及びN I C H I H A R U S L L C の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の同決算日現在の計算書類を基礎としております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・有価証券
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
 - 総平均法による原価法
- ・デリバティブ
 - 時価法
- ・棚卸資産
 - 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - なお、原材料及び貯蔵品については主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定率法
 - なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ただし、一部の連結子会社及び在外連結子会社は定額法
- ・無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法
 - なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
 - また、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法
- ・リース資産
 - 定額法
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法によっております。
- ・長期前払費用
 - 定額法
 - なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・賞与引当金
 - 従業員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ・役員賞与引当金
 - 役員への賞与の支払いに備えるため、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ・製品保証引当金

製品保証費用の支払いに備えるため、当社及び一部の連結子会社は、過去の発生実績率に基づいて計算した額に、発生した製品保証費用の実情を考慮した保証費発生見積額を加えて計上しております。
 - ・役員退職慰労引当金

役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当社及び一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- 外装材事業においては、窯業系及び金属系外装材並びに同関連製品、外装用付属部材等の製造・販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には出荷時に収益を認識し、輸出取引については、貿易条件に応じ収益を認識しております。
- また、商品及び製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。
- さらに、有償支給取引においては、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っているため、支給品の譲渡時に消滅を認識せず棚卸資産として認識しております。なお、支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

また、連結会社間取引に付されたヘッジ目的のデリバティブについては、連結会社間の債権債務の相殺消去に伴い時価評価を行った上で、評価差額は当連結会計年度の損益として処理しております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約及び通貨スワップ

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務
 - ・ヘッジ方針

為替変動による外貨建金銭債権債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の収益性の低下に基づく簿価切下げ

・当連結会計年度計上額

商品及び製品 11,156百万円、仕掛品 1,895百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法には、市場価値に基づく時価の見積額まで簿価を切下げる方法、営業循環過程から外れた滞留について、棚卸資産の回転期間及び経過期間を勘案することにより簿価を切下げる方法があります。なお、棚卸資産の回転期間及び経過期間は、過去の販売実績を基礎とした仮定に基づいて算定しております。

当社及び連結子会社は、将来における製品の需要予測に基づいて製品の生産計画を立案し生産しておりますが、製品の実際の需要及び製品の市場価値が当社グループの見積りより悪化した場合、追加の評価減計上の可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

・当連結会計年度計上額

繰延税金資産 1,915百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

当社及び連結子会社の繰延税金資産は、将来の課税所得等に基づいて計上しております。特に、米国子会社の繰延税金資産の回収可能性を判断するに際しては、新工場稼働時期、繰越欠損金の法定繰越可能期間等、入手可能なあらゆる証拠に基づいて、将来の課税所得を慎重に見積り、実現可能性の高い継続的な税務計画を作成検討し、回収可能性が低いと考えられるものについては評価性引当額を計上することとしております。

当社及び連結子会社は、決算日時点で適用されている税制、新工場稼働時期を含む事業計画等の仮定に基づいて将来の課税所得を見積り、繰延税金資産を計上しておりますが、市場経済の悪化等により予想される利益が減額される場合、繰延税金資産の全部又は一部について、追加的な評価性引当額の計上が要求される可能性がある一方、将来の予想される利益の改善や継続した利益が計上される場合には、税金費用の戻し入れを伴う評価性引当額の取崩しが要求される可能性があります。これらの要因や変化は、評価性引当額の計上又は取崩される期間において、親会社株主に帰属する当期純利益に影響を及ぼします。

製品保証引当金の見積り

・当連結会計年度計上額

製品保証引当金 1,170百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

当社及び一部の連結子会社の製品保証に関する費用には、製品販売に伴い付与した保証に基づき、製造上やその他の不具合に対し、製品の種類や販売地域及びその他の要因ごとに定められた保証期間に応じて無償の補修を行うとともに、必要に応じて製造委託部品等の不具合に対して無償の補修を行っており、決算日現在において将来の費用発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができる場合に、製品保証引当金を計上しております。

この引当金の金額は、過去の補修実績、過去の売上実績を基礎として、残存保証期間等を踏まえ計算した将来見込額に、発生した製品保証費用の実情を考慮した保証費発生見積額を加えて計上しております。

当社及び一部の連結子会社は、製品保証引当金計上のための主要な仮定は合理的であると判断しており、将来発生が見込まれる製品保証に関連する費用について必要十分な金額を引当計上していると考えておりますが、将来の状況の変化により見積りと実績が乖離した場合には、製品保証引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(本人及び代理人取引に係る収益認識)

当社グループの役割が本人に該当する取引のうち、従来は顧客から受け取る額から手数料相当額を控除した純額で収益を認識していたものは、総額で収益を認識し、手数料相当額は販売費及び一般管理費に計上することとしております。

また、一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(有償支給に係る収益認識)

有償支給取引において、従来は有償支給した仕掛品について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、有償支給した仕掛品について消滅を認識しないことといたしました。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

なお、当該会計方針の変更は、遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に与える影響額はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 126,783 百万円
2. 国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 1,014 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数(千株) | 当連結会計年度 増加株式数(千株) | 当連結会計年度 減少株式数(千株) | 当連結会計年度末 株式数(千株) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 37,324 | - | - | 37,324 |
| 合計 | 37,324 | - | - | 37,324 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注) | 711 | 0 | - | 711 |
| 合計 | 711 | 0 | - | 711 |

(注) 増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,665 | 45.5 | 2021年3月31日 | 2021年6月25日 |
| 2021年11月5日 取締役会 | 普通株式 | 1,537 | 42.0 | 2021年9月30日 | 2021年12月1日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,013 | 利益剰余金 | 55.0 | 2022年3月31日 | 2022年6月27日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 117,500 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によることとしております。デリバティブは、後述するリスクを回避、抑制するために利用しており、投機的な取引及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売先のほとんどは信用度の高い大手建材商社であります。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握し、減損懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものが、為替の変動リスクに晒されておりますが、債務残高は僅少であります。

短期借入金、主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日から最長で6年6ヵ月後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額 86百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|-----------------------|-----------------|---------|---------|
| (1) 受取手形及び売掛金 | 24,451 | 24,451 | - |
| (2) 電子記録債権 | 2,089 | 2,089 | - |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 6,054 | 6,054 | - |
| 資産計 | 32,594 | 32,594 | - |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 16,987 | 16,987 | - |
| (2) 短期借入金 | 200 | 200 | - |
| (3) 長期借入金(1年内返済予定を含む) | 15,053 | 15,033 | △ 19 |
| 負債計 | 32,240 | 32,221 | △ 19 |
| デリバティブ取引(*) | (601) | (601) | - |

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
 レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| | 時価(百万円) | | | |
|-------------------------|---------|------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 株式 | 6,054 | - | - | 6,054 |
| デリバティブ取引 通貨関連 | - | 601 | - | 601 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| | 時価(百万円) | | | |
|-------------------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 受取手形及び売掛金 | - | 24,451 | - | 24,451 |
| 電子記録債権 | - | 2,089 | - | 2,089 |
| 支払手形及び買掛金 | - | 16,987 | - | 16,987 |
| 短期借入金 | - | 200 | - | 200 |
| 長期借入金(1年内返済予定を含む) | - | 15,033 | - | 15,033 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び通貨スワップの時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとにその将来キャッシュフローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 報告セグメント | その他 (注) (百万円) | 合計 (百万円) |
|---------------|----------------|---------------------|-------------|
| | 外装材事業 (百万円) | | |
| 日本 | 98,348 | 9,442 | 107,791 |
| 米国 | 17,659 | - | 17,659 |
| その他 | 3,148 | - | 3,148 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 119,156 | 9,442 | 128,599 |
| その他の収益 | - | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 119,156 | 9,442 | 128,599 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、繊維板事業、工事事業、FP事業、その他事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、窯業系外装材及び金属系外装材の販売契約において、引き渡し後に生じた製造上やその他の不具合に対して無償の補修又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

契約負債の残高は以下の通りであります。

| | 当連結会計年度 (百万円) |
|------------|------------------|
| 契約負債(期首残高) | 123 |
| 契約負債(期末残高) | 201 |

契約負債は、主として窯業系外装材及び金属系外装材の販売において、顧客から受領した対価のうち既に収益と認識した額を上回る部分であります。これらは窯業系外装材及び金属系外装材の販売に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首残高の契約負債に含まれていた額は123百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が77百万円増加した主な理由は、取引額の増加によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

| | | |
|---------------|---------|------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,039 円 | 02 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 277 円 | 14 銭 |

(その他の注記)

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-------|-----------|--------------|-----------|-----------|-------------|---------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本 準備金 | その他資本 剰余金 | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 8,136 | 11,122 | 9 | 768 | | 16,160 | 33,683 | △ 1,291 | 68,590 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 3,203 | | △ 3,203 | |
| 当期純利益 | | | | | | 6,129 | | 6,129 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △ 1 | △ 1 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,926 | △ 1 | 2,924 | |
| 当期末残高 | 8,136 | 11,122 | 9 | 768 | 16,160 | 36,609 | △ 1,293 | 71,515 | |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|-------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 2,583 | 2,583 | 165 | 71,339 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △ 3,203 |
| 当期純利益 | | | | 6,129 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △ 183 | △ 183 | 44 | △ 138 |
| 当期変動額合計 | △ 183 | △ 183 | 44 | 2,786 |
| 当期末残高 | 2,400 | 2,400 | 210 | 74,125 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) リース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品保証費用の支払いに備えるため、過去の発生実績率に基づいて計算した額に、発生した製品保証費用の実情を考慮した保証費発生見積額を加えて計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

外装材事業においては、窯業系及び金属系外装並びに同関連製品、外装用附属部材等の製造・販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識し、輸出取引については、貿易条件に応じ収益を認識しております。

また、商品及び製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

さらに、有償支給取引においては、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っており、有償支給した仕掛品について消滅を認識しておりますが、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約及び通貨スワップ

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針

為替変動による外貨建金銭債権債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の収益性の低下に基づく簿価切下げ

・当事業年度計上額

商品及び製品 8,196百万円、仕掛品 745百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

製品保証引当金の見積り

・当事業年度計上額

製品保証引当金 1,150百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(本人及び代理人取引に係る収益認識)

当社の役割が本人に該当する取引のうち、従来は顧客から受け取る額から手数料相当額を控除した純額で収益を認識していたものは、総額で収益を認識し、手数料相当額は販売費及び一般管理費に計上することとしております。

また、一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(有償支給に係る収益認識)

有償支給取引において、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っており、有償支給した仕掛品について消滅を認識しておりますが、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

なお、当該会計方針の変更は、遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産額に与える影響額はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「設備関係支払手形」(当事業年度は14百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他の流動負債」に含めております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|------------|------------|
| (1) 短期金銭債権 | 11,477 百万円 |
| (2) 長期金銭債権 | 4,593 百万円 |
| (3) 短期金銭債務 | 9,740 百万円 |
| (4) 長期金銭債務 | 47 百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 80,154 百万円

3. 国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 483 百万円

4. 保証債務

子会社の金融機関借入金等に対する保証債務 200 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 6,201 百万円

仕入高 29,586 百万円

営業取引以外の取引高 1,250 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数 (千株) | 当期増加株式数 (千株) | 当期減少株式数 (千株) | 当期末株式数 (千株) |
|----------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 普通株式 (注) | 711 | 0 | - | 711 |

(注) 増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

製品保証引当金 351 百万円

棚卸資産評価差額 238

賞与引当金 263

退職給付引当金 213

減価償却費 364

関係会社株式評価損 4,744

関係会社貸倒引当金 239

その他 552

繰延税金資産小計 6,969

評価性引当額 △ 5,508

繰延税金資産合計 1,461

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 △ 1,016

繰延税金負債合計 △ 1,016

繰延税金資産の純額 445

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有割合(%) | | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------------|------------------|--------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------|-----------------------|-------------------------|
| | | | | 役員の 兼任等 | 事実上 の関係 | | | | |
| 子会社 | ニチハマテックス(株) | 直接 | 100.00 | 兼任 4名 (内当社 従業員 2名) | 同社製品の 購入 | 製品の購入 (注1) | 6,906 | 買掛金 | 3,079 |
| 子会社 | 高萩ニチハ(株) | 直接 | 100.00 | 兼任 3名 (内当社 従業員 1名) | 同社製品の 購入 | 製品の購入 (注1) | 2,945 | 買掛金 | 1,269 |
| 子会社 | ニチハ富士 テック(株) | 直接 | 64.98 | 兼任 4名 (内当社 従業員 3名) | 資金の貸付 | 資金の貸付 (注3) 資金の回収 | - 100 | 長期貸付金 | 2,340 |
| 子会社 | Nichiha USA, Inc. | 直接 | 99.42 | 兼任 5名 (内当社 従業員 2名) | 当社製品の 販売並びに 資金の貸付 | 製品の販売 (注2) 資金の貸付 (注3) | 4,524 - | 売掛金 短期貸付金 長期貸付金 | 3,949 3,209 2,092 |
| 子会社 | (株)チュー オー | 直接 | 100.00 | 兼任 3名 (内当社 従業員 2名) | 同社製品の 購入 | 製品の購入 (注1) | 9,519 | 買掛金 | 4,287 |
| 子会社 | (株)FPコー ポレーション | 直接 | 100.00 | 兼任 2名 (内当社 従業員 2名) | 資金の貸付 | 資金の貸付 (注3) 資金の回収 | - 73 | 短期貸付金 長期貸付金 | 1,247 117 |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の購入については、市場価格及び総原価を勘案して価格交渉のうえ、価格を決定しております。
 2. 製品の販売については、市場価格及び販売経費等を勘案して価格交渉のうえ、価格を決定しております。
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|---------|------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,018 円 | 87 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 167 円 | 43 銭 |

(その他の注記)

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。